

航空法第83条の2に基づく特別な方式による航行の許可基準改正について

航空機は、カテゴリーⅡ航行を行う場合等の特別な方式による航行を行う場合には、航空法（以下「法」という。）第83条の2に基づく許可を受ける必要があります。当該許可の基準については、航空法施行規則（以下「規則」という。）第191条の4において定められており、また、審査基準についても定められております。

今般、カテゴリーⅡ航行及びカテゴリーⅢ航行についての審査基準（「カテゴリーⅡ航行の許可基準及び審査要領」（平成17年9月22日国空航第314号・国空機468号）及び「カテゴリーⅢ航行の許可基準及び審査要領」（平成17年9月22日国空航第315号・国空機第469号））について見直しを行った結果、下記のとおり改正を行うこととしております。

記

1. 内容

（1）運用試験の省略に関する改正

カテゴリーⅡ航行の許可を受けるためには、運用試験を実施し、基準への適合性を示す必要がありますが、使用する航空機の型式がすでに他の運航者においてカテゴリーⅡ航行の許可を受けており、同許可を受けている他の運航者と機上装置の整備方式・整備要員の訓練方式、航空機乗組員の教育・訓練・審査、運航方式に関する基準等が同等であると認められた場合には、運用試験の全部または一部を省略することができることとしております。

これについて、同等であると認められる場合についての条件をより具体的に定めるとともに、これら条件を満足するため運用試験の省略を希望する場合には、事前に運航課長及び航空機安全課長又は地方航空局保安部長の承認を受けることといたします。

【同等であると認められる場合についての条件】

- ①当該航空機型式についてカテゴリーⅡ航行の許可を受けている他の運航者を受託者として、整備業務の管理の受委託の許可を受けており、かつ
- ②カテゴリーⅡ航行に関する航空機乗組員の教育、訓練及び審査、運航方式に関する基準等が、既に当該航空機型式についてカテゴリーⅡ航行の許可を受けている他の運航者のもの同一又はそれ以上の基準によって実施されていること。（例えば、指定本邦航空運送事業者間において運航規程のうち航空機の運用の方法及び限界、航空機乗組員に対する訓練及び審査の方法等が類似するものとして指定を受けている場合）

(2) 同等の安全性に関する改正等

カテゴリーⅡ 航行及びカテゴリーⅢ 航行の審査基準については、一般的な運航者を想定して定められたものであり、他の方法により同等の安全性が確保されると判断された場合には、当該方法によることができることとしております。同等の安全性が確保されるかどうかの判断については、運航課長及び航空機安全課長または地方航空局保安部長の権限で行うこととしていることから、これを通達上明示するなど、表現の整理を行うこととしております。

2. 実施時期

パブリックコメント終了後速やかに行います。

以上